

環境サイトアセッサー 資格停止・取消・失効規程

1. 適用

本規程は、環境サイトアセッサーの資格の停止、取消及び失効について規定する。

2. 関連文書

SA100 環境サイトアセッサーの資格基準

3. 資格の停止及び取消し

- (1) 環境サイトアセッサー評価登録室（以下「評価登録室」という）は、環境サイトアセッサーが次の a)、b)いずれかに該当している（以下、「該当者」という）ことが確認された場合、該当者にその状況及び判定委員会（以下、「委員会」という）が指定する方法で弁明の機会が与えられることを文書で通知する。
 - a) 虚偽の申請関係情報等の捏造による資格の取得
 - b) 資格登録証の改ざん等による不正使用
- (2) 評価登録室は、該当者への通知及びその結果状況を委員会に報告し、委員会が資格の停止、又は資格の取消しの処分が妥当と判定した場合は、委員会が定める期間資格を停止、又は資格を取消し、被処分者に登録証の返却を求める。

4. 資格の失効

次の場合、資格は失効するものとする。

- a) 環境サイトアセッサーが、当評価登録室の指定する期日までに、登録更新手続きを行わなかった場合
- b) 環境サイトアセッサーが登録更新要件を満たせなかった場合

5. 資格失効者の資格の回復

資格失効者の資格の回復は次の手続による。

- a) 失効日から3ヶ月未満の者は登録更新申請書により所定の手続を行うことで資格の回復を可能とする。
- b) 更新登録の失効日から3ヶ月を超過した者は、評価登録申請書による再申請となる。但し、再登録申請書による登録更新申請で、失効せざるを得なかった理由が妥当と判定委員会が認めた場合、再登録が可能となる。

6. 資格取消し被処分者の資格の再取得

資格取消し被処分者が再び資格を取得しようとするときは、資格取消し決定日から3年経過後、環境サイトアセッサー技能認定教習を再受講し、所定の資格基準を満たさなければならない。

以上